



令和6年度 甲府河川国道事務所 河川管理レポート

令和7年10月

国土交通省 関東地方整備局

甲府河川国道事務所

はじめに

近年、社会資本全体として既存ストックの老朽化が懸念される中にあり、河川の管理分野においては、河川という自然公物の物質に即した効果的、効率的な維持管理を行うことが必要です。

また、大規模な水害が頻発する状況下において、河川の様々な施設の現況の安全性に関する評価を地域と共有し、堤防等の河川管理施設の安全性等、現況の管理状況に関して地域の方々に十分ご理解いただき、河川維持管理の必要生や重要性、さらに課題等について共有することが重要です。

このような背景を踏まえ、的確かつ効率的な河川維持管理の実現および状態監視に基づく予防保全への移行を目指し、河川維持管理における具体的な内容を定めた「富士川河川維持管理計画」(平成24年3月作成、令和4年3月改定)を作成しました。

河川維持管理計画には、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標や河川の状態把握の手法、具体的な維持管理対策を定めており、日々の河川維持管理を本計画に基づき取り組んでいます。

この計画に基づき、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期にわたり繰り返し、河川の変状の発生と対応、出水等による災害の発生と対策や新たな整備等を繰り返し行うことで順応的に安全性を確保しています。

さらに、これら一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して河川維持管理計画に反映していくPDCAサイクル型の構築を検討しております。

本河川レポートは、令和6年度における河川維持管理の実施状況をとりとめるとともに、今後のより効果的・効率的な河川管理を目指すためのものです。

目次

1. 河川の概要
2. 河川維持管理の概要
 - ①河川維持管理の目標
 - ②河川維持管理における主な実施内容
 - ③令和6年度の出水
 - ④令和6年度の地震
3. 河川の状態把握
 - ①基本データの収集
 - ②堤防点検等のための環境整備
 - ③河川巡視
 - ④点検
4. 具体的な維持管理対策
 - ①施設の維持管理対策
 - ②樹木伐採
 - ③災害予防対応
 - ④不法投棄対策
 - ⑤水防等のための対策
 - ⑥外来生物対策
5. 地域連携等
 - ①河川管理者と市町等で連携して行うべき事項
 - ②河川管理者と市民団体等との連携事項
6. 令和7年度の取り組み計画

1. 河川の概要

富士川は、その源を釜無川本谷として山梨県北杜市白州町と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳(標高2,685m)に発し、途中多くの支流を合わせながら山間渓谷部を抜け、山梨県甲府盆地を南流し、甲府盆地の南端西八代郡市川三郷町において支川笛吹川と合流した後、再び山間渓谷部に入り、静岡県富士市と静岡市の境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長128km、流域面積3,990km²の一級河川である。

富士川の諸元

流域面積	: 約 3,990km ²
幹線流路延長	: 約 128km
流域内の人口 ¹	: 約 106万人
流域内市町村数	: 23市町村
流域内一般資産額	: 約 239,205億円
想定氾濫区域面積	: 約 260.0km ²
想定氾濫区域内の人口 ²	: 約 56万人
想定氾濫区域内資産額	: 約 123,078億円

1・・・令和2年調査
2・・・平成22年調査

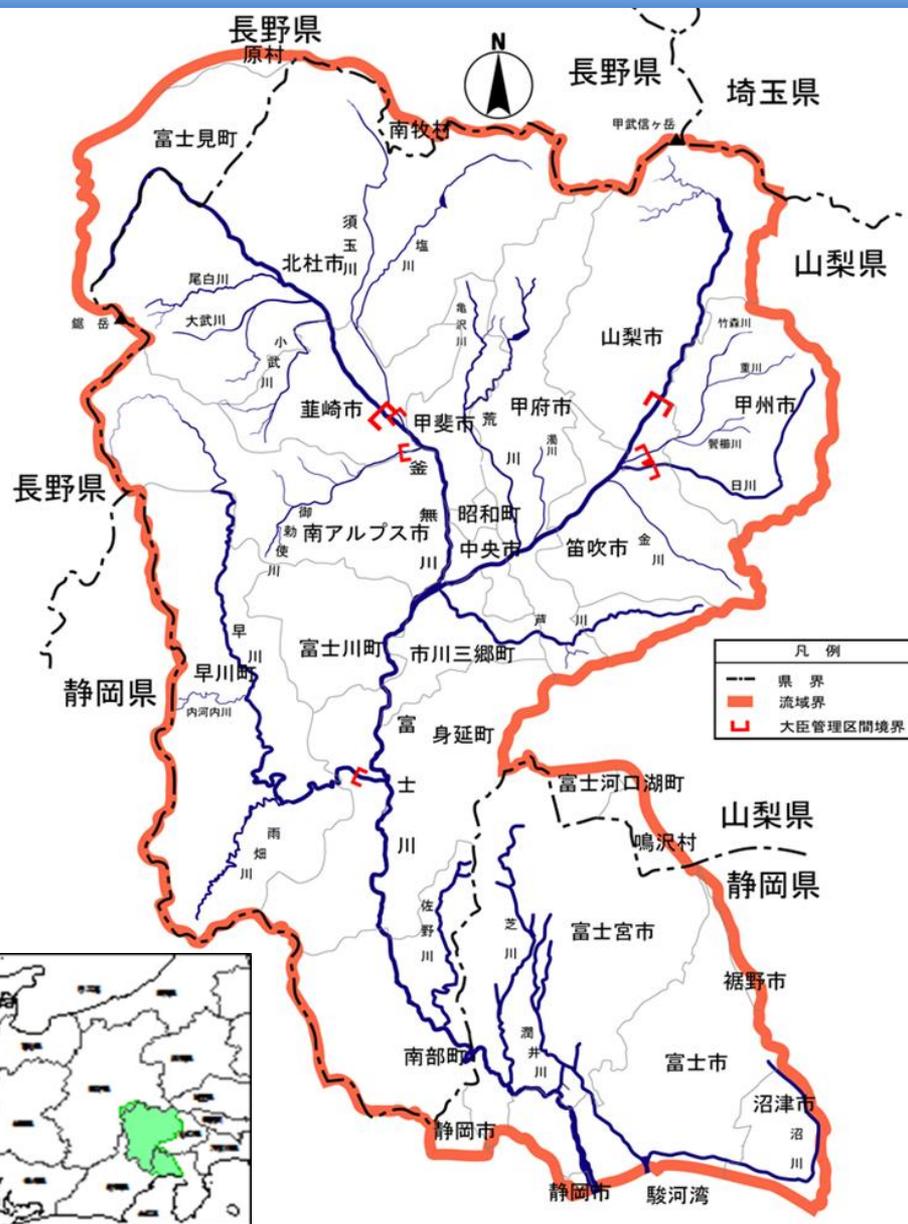


図-1 富士川流域図

2. 河川維持管理の概要

①河川維持管理の目標

富士川水系の近代的な治水事業については明治40年、同43年の洪水を契機に改修計画が定められ、大正10年から直轄事業として富士川下流部、釜無川及び笛吹川において河道掘削、築堤、護岸等の工事に着手しました。

これまでに直轄管理区間の堤防をはじめとする河川管理施設を整備し、洪水等被害軽減を図るとともに、河川利用の推進、河川環境の保全が行われてきました。

現在は、富士川水系河川整備計画(大臣管理区間)(平成18年9月)を策定し、この計画により概ね30年間の維持管理を含めた河川整備の内容を示しており、この計画を踏まえて富士川河川維持管理計画(平成24年3月作成、令和4年3月改定)で以下のとおりの目標を設定しています。

[富士川の河川維持管理目標]

■洪水、高潮等による災害の防止

- ・河道の流下能力の維持に関しては、樹木の繁茂や出水に伴う土砂移動等による流下能力の変化を適切に把握し、これまでの河川改修等により確保された流下能力を維持するため、必要に応じて樹木伐採や河道掘削等の対策について、検討・実施することとする。
- ・流下能力の変化の把握にあたっては、三次元点群データを活用した定期縦横断測量や河床材料調査等を実施し、その結果を用いた水理計算等により、河道の流下能力の解析・評価を行うこととする。
- ・河川管理施設の機能維持に関しては、堤防や構造物等の各施設ごとに適切な時期に点検を行い、平常時の河川巡視と相まって施設の状態を把握し、その評価等を踏まえて必要な修繕・対策を検討・実施することとする。
- ・堤防や高水敷等の状態把握にあたっては、急傾斜地対応型除草機や無人航空機(ドローン)等のDX技術の活用を推進することにより、河川維持管理業務の高度化・効率化・省力化を行うこととする。



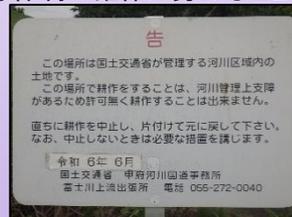
急傾斜地対応型除草機を用いた堤防除草



堤防点検

■河川区域等の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・河川の適正な利用に関しては、河川区域等が、治水、利水、環境の目的と合致して適正に利用されるよう、河川巡視により日常の河川利用を把握しながら、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応を行うこととする。
- ・河川利用の安全に資するために、利用状況等を勘案して適切な時期に親水施設等の安全利用点検を実施するとともに、河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、必要な措置等を行うこととする。
- ・流水の正常な機能の維持に関しては、良好な水質の保全として、平常時の定期的な水質調査を実施し、河川の状態把握に努めるとともに、水質事故や異常水質が発生した場合に備えて、河川行政機関と連携し、迅速な対応が行えるよう体制の確保に努めることとする。



不法耕作への対応(看板の設置)



ホームレス合同巡視

■河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全

- ・生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全に関しては、河川水辺の国勢調査等を中心に包括的、体系的な状態把握に努めるとともに、平常時の河川巡視等により動植物の季節に応じた経時変化など日常の状態把握を行うこととする。
- ・河川維持管理行為が生物の良好な生息・生育・繁殖環境に悪影響を及ぼさないよう、河川整備・管理を行う際に必要となる河川環境に関する情報を適切に把握し、河川環境の保全・改善に努めるものとする。
- ・良好な河川環境の維持・形成や人と川との豊かなふれあいの場の維持に関しては歴史や文化等の地域特性を踏まえ、急流河川特有の伝統的な治水施設を含む河川景観や、地域の歴史文化や伝統行事等に関わる特徴的な河川空間の状態についても保全できるよう努めるとともに、人と川とのふれあい活動が安全に行われるよう、施設及び場の維持管理を行うこととする。



R6水辺現地調査



樹木繁茂モニタリング

2. 河川維持管理の概要

②河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、富士川河川維持管理計画に基づき、河川巡視、河川管理施設の点検等により河川の状態把握を行い、河川管理施設等の変状やゴミの投棄等の異常があった場合には、補修・更新等の必要な維持管理を随時実施しています。

河川巡視、河川管理施設の点検、維持管理対策の記録等は「RiMaDIS (River Management Data Intelligent System 河川維持管理業務を支援するデータベースシステム)」に、各現場において、タブレットを用いて記録、登録します。

河川の状態把握及び維持管理対策の実施状況については、以下のとおりです。

状態把握の実施状況

河川巡視



車両及び徒歩・ドローン等により、日常的に河川区域の巡視を行います。

河川管理施設の点検

堤防点検



堤防点検
年に2回、堤防の状態確認を行います。

排水機場、樋門・樋管等の点検



樋管点検
樋門・樋管、排水機場等のコンクリート構造物の状態確認を行います。

維持管理対策の実施状況

河川の状態把握において、異常があった場合には、維持管理対策を実施します。



水路内の土砂の撤去状況
水路が土砂堆積によって塞がれないよう、水路内の土砂撤去を行っています。

履行検査



「許可工作物」の管理の適正な履行について、確認を行います。

堤防除草



堤防の状態が確認しやすいように、堤防除草を行います。



機械設備点検
樋門・樋管、排水機場等の機械設備の状態確認を行います。



ゴミの収集状況
河川区域内に散乱されたゴミの収集を行っています。

2. 河川維持管理の概要

③令和6年度の出水

令和6年度に対応を行った出水は以下の2件でした。

- ・令和6年8月7日の降雨において、柏排水機場にて操作準備水位(内水位 標高TP+249.90)を超えたため、注意体制に入りました。
- ・令和6年8月23日の台風10号において、柏排水機場にて操作準備水位(内水位 標高TP+249.90)を超えたため、注意体制に入りました。



令和6年8月23日(台風10号)の富士川の状況(CCTV画像)

④令和6年度の地震

令和6年度に対応を行った地震は以下の2件でした。

- ・令和6年8月8日:南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたため、警戒体制に入りました。
- ・令和6年8月9日:神奈川県西部を震源とする地震にて、富士川町で震度4を観測したため、注意体制に入りました。

3. 河川の状態把握

①基本データの収集

■実施の基本的考え方

河川の状態把握のための基本データの収集として、雨量、水位、流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河床材料等の河道の状態、河川環境調査及び観測施設等の点検を実施します。

■取り組み状況

令和6年度は所定の実施箇所において、雨量、水位、流量、水質観測を実施しました。雨量・水位は、自動観測、流量は現地観測を実施しており、洪水時や濁水時においても管理の基礎となる観測データを取得し続けています。



表-1 水文・水理等観測の収集状況

実施事項	実施箇所	頻度	実施方法	備考
雨量観測	17箇所	常時	自動観測	
水位観測	15箇所	常時	自動観測	
流量観測	16箇所	年12~36回	現地観測	低水流量観測
	16箇所	出水時	現地観測	高水流量観測
水質観測	16箇所	月1回	現地採水・分析	



低水流量観測実施状況



雨量観測所点検状況

3. 河川の状態把握

②堤防点検等のための環境整備(堤防除草)

■実施の基本的考え方

堤防点検あるいは河川の状態把握のために、堤防または高水敷の状況に応じた除草を行います。除草について年間2回、集草について年間1回を基本として実施しています。

■取り組み状況

令和6年度は、堤防点検の環境整備として、除草を2回、集草を1回実施しました。部分的に除草を3回行い、植生の繁茂状況等モニタリングを実施しました。

表-2 除草状況

実施項目	実施場所	実施時期	除草面積	内訳		備考
				富士川	笛吹川	
除草	全管理区間	4月～6月	約2,700千m ²	約1,900千m ²	約800千m ²	
	全管理区間	8月～10月	約2,600千m ²	約1,800千m ²	約800千m ²	
合計			約5,300千m ²	約3,700千m ²	約1,600千m ²	

クズ等の除去作業

堤防や護岸に、クズ等が繁茂し、堤防点検の支障となるため、除去を行っています。



除草の状況

除草および集草の実施状況



堤防除草の実施状況(機械)



堤防除草の実施状況(肩掛け式)



集草の実施状況(機械)



集草の実施状況(人力)

3. 河川の状態把握

③河川巡視

■実施の基本的考え方

河川巡視は、富士川河川維持管理計画及び河川巡視規則に基づき、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況把握、河川区域等における不法行為の把握、河川空間の利用に関する情報収集、及び河川の自然環境等に関する情報収集を目的に平常時と出水時に実施します。

平常時の河川巡視は、河川維持管理の基本となるものであり、管理区間の全般的な把握を行うための「一般巡視」と巡視項目別に重点把握を行うための「目的別巡視」を実施し、河川の異常、堤防をはじめとした河川管理施設等の変状等を把握します。

河川巡視により異常が発見された場合には、適切に対応します。

■取り組み状況

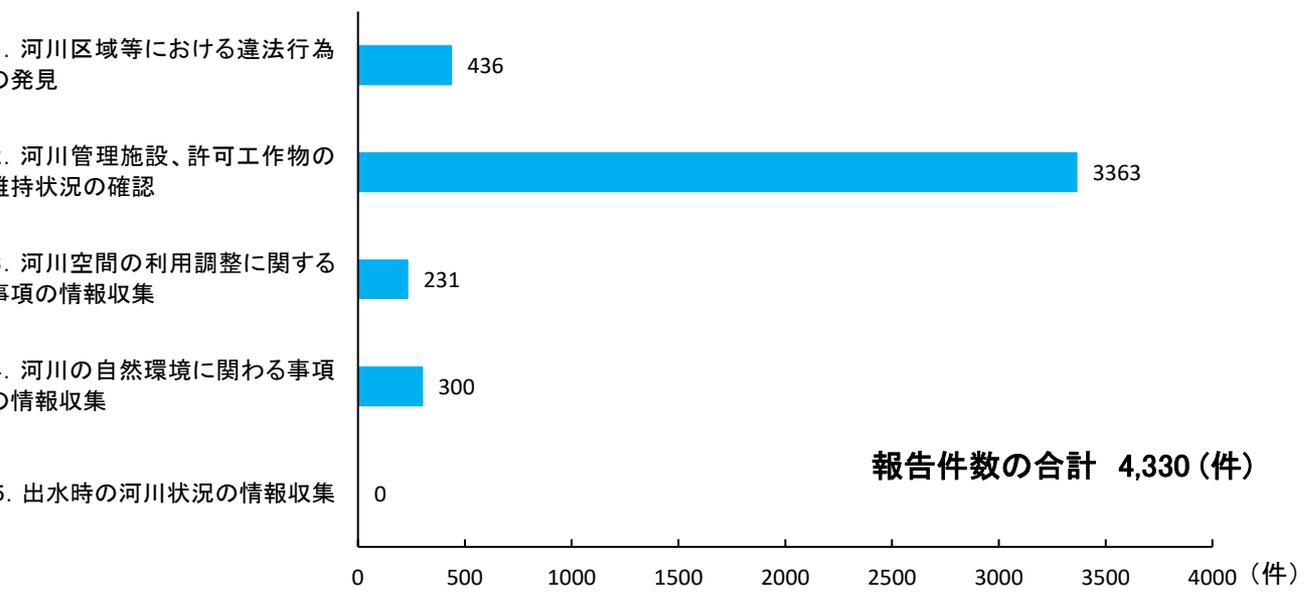
令和6年度は、河川維持管理計画に準じて、平常時に週5日の河川巡視を実施しました。

平常時の河川巡視で最も多い報告項目は工作物の維持状況であり、次いで違法行為の発見でした。

表-3 令和6年度における河川巡視

実施項目	実施場所	実施頻度	実施体制	実施手段
一般巡視	富士川直轄	概ね 4日/週	4班	車両・徒歩 ドローン
目的別巡視	管理区間	概ね 1日/週	4班	車両・徒歩 ドローン

令和6年度における河川巡視の報告件数(件)



※ 新たに発見したものや定期的に状況を確認しているものなどを含んでいます。



3. 河川の状態把握

④点検

■実施の基本な考え方

河川管理施設及び許可工作物等を対象とした点検を、適切な時期に必要な応じて実施します。

河川管理施設(機械設備・電気通信施設を含む)の点検は、出水期前(堤防のある区間は除草後)、台風期、出水中、出水後等の適切な時期に、目視あるいは計測機器等を使用して行います。また、一定規模以上の地震が発生した場合は、被災状況の点検を行います。

許可工作物については、適切に維持管理されるように年1回履行検査を実施し、必要な応じて施設管理者へ改善の指導を実施します。

■取り組み状況

表—4「河川管理施設等の点検項目と目的」

点検項目	目的
堤防点検	堤防、護岸等の状況を確認するために、徒歩を中心とした目視による点検を行います。堤防や護岸に発生した陥没や亀裂等の変状を把握し、適切な対策を講じます。
構造物点検(樋門・樋管等)	樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、主に目視による点検を行います。コンクリート構造物部分に発生したクラック等の変状を把握し、適切な対策を講じます。
安全利用点検	堤防に設置されている付帯構造物(階段や手すり等)について、河川利用者が安全に利用できるという観点で目視による点検を実施します。点検により不備が発見された場合には、適切な対策を講じます。
機械設備点検	水門、樋門や排水機場などの河川管理施設が、出水時に適確に稼働するよう機械設備の点検を実施します。点検により不備が発見された場合には、補修や機器更新などの対策を実施します。
電気通信施設点検	CCTVカメラや水位・雨量テレメーターが、年間を通じて機能を果たせるように「電気通信施設点検基準」に基づいて点検を実施します。点検により不備が発見された場合には、補修や機器更新などの対策を実施します。
履行検査 (許可工作物)	河川に設置されている許可工作物について、施設の機能確認等のために、出水期前に河川管理者立ち会いの元で検査を実施します。検査により不具合が発見された場合には、施設管理者への改善指導を行います。

3. 河川の状態把握

④点検

表-5 「令和6年度における堤防点検、構造物点検、安全利用点検の実施状況」

点検項目	実施場所	実施頻度・時期	点検箇所	確認事象
堤防点検	富士川・釜無川・笛吹川・各支川	年2回 ・令和6年5月～6月 ・令和6年11月～令和6年12月	・堤防(天端、川表、川裏) ・護岸 等	・284箇所の変状を確認 ・護岸、堤防の変状(クラック、穴等)
構造物点検(樋門、樋管等)	樋門・樋管排水機場	年1回 ・令和6年11月～令和7年1月	・樋門・樋管 53箇所 ・排水機場(土木施設) 5箇所	・樋門、樋管の各部位における剥離、クラック等 周辺護岸の変状等 ・10年に一度、詳細点検を実施
安全利用点検	富士川・釜無川・笛吹川・各支川	年2回 ・ゴールデンウィーク前 ・夏休み前	・樋門・樋管 全管理区間 ・低水護岸 全管理区間 ・高水敷 全管理区間	・ゴールデンウィーク前に15箇所の対策を実施 ・夏休み前に17箇所の対策を実施 ・注意喚起看板の設置等



構造物点検状況(樋門・樋管等)



安全利用点検の実施状況(左:現地確認 右:注意喚起看板の設置)



堤防点検状況

3. 河川の状態把握

④点検

表-6 「令和6年度における点検の実施状況」

点検項目	実施場所	実施時期	点検箇所	確認された事象
機械設備点検		富士川河川維持管理計画に準じる。	■排水機場(5箇所)の点検 ① 穏池排水機場 ② 柏排水機場 ③ 横川排水機場 ④ 新田救急水機場 ⑤ 下田原救急排水機場	機器経年劣化等
			■樋門・樋管ゲートの点検 国が管理する53施設 ※排水機場関連の樋門含む。	機器経年劣化等
電気通信施設点検		富士川河川維持管理計画に準じる。	■CCTVカメラ(河川) 136基	機器経年劣化等
			■光ファイバー 175km	損傷による通信障害
			■テレメーター装置(雨量、水位) 44局	異常なし
履行検査(許可工作物)	許可工作物設置箇所	出水期前、及び出水期後	■樋門・樋管等 63施設 ■堰 12箇所 ■揚・排水機場 14箇所 ■砂利プラント 10箇所 ■公園・運動場等 26箇所	管理不備が確認された施設に対し、改善を指導



機械設備点検状況



履行検査状況(静岡県富士市 R6.5)

4. 具体的な維持管理対策

①施設の維持管理対策

■実施の基本的な考え方

河川管理施設等の機能を確保するため、河川巡視、堤防点検(護岸、樋門等含む。)、機械設備、電気通信設備の経年劣化や機器の不具合等の確認、許可工作物の履行検査等の実施により、河川の現状を把握し河川管理上支障なるものについては、適切な対策を講じます。

■取り組み状況

令和6年度は、各施設の点検結果から河川管理上支障となる状況及び緊急性を検討し、補修・修繕等を実施しました。

表-7 施設の維持管理対策

対策実施施設	対策の必要な事象	対策内容
堤防・護岸	護岸破損、法面侵食、はらみだし等	補修
樋管・樋門	クラック等	補修
機械設備	機器経年劣化等	機器更新、部品交換等
電気通信施設	機器経年劣化等	機器更新、部品交換等
許可工作物	施設の補修、占用境界杭の設置	施設の補修等



樋管の点検状況(クラック)



補修状況



機械設備、電気通信設備等の機器更新状況(ポンプ羽根車の更新)



更新状況



堤防・護岸の点検状況(抜け石)



補修状況



許可工作物の履行検査の状況



4. 具体的な維持管理対策

② 樹木伐採

■実施の基本的な考え方

洪水の流下を阻害する恐れのあるもの、堤防・護岸等の施設に損傷を与える恐れのあるもの、河川巡視の妨げとなるもの、河川管理上支障のあるもの等について樹木伐採を実施します。

樹木伐採を実施するにあたり、意見照会を実施し、優先度の高い箇所から実施しています。

■取り組み状況

令和6年度においては、富士川直轄管理区間において全体約36.8km²の伐採を実施しました。

■コスト縮減

① 幹の無料配布

幹については薪材として有効活用や処分のコスト縮減の観点から、無料配布を実施しています。

令和6年度は、約390m³の幹を無料配布しました。

② 公募型樹木伐採の実施

更なるコスト縮減の一環として、一般の方に樹木の伐採から運搬・持ち帰りを行っていただく「公募型樹木伐採」を管内で3箇所(14区画、約10.2km²)実施しました。



表-8 樹木伐採の実施状況

対策実施箇所	箇所数	伐採面積 (千m ²)	幹の無料配布数量(m ³)
富士川上流出張所管内	0箇所	0	150
富士川中流出張所管内	1箇所	21.6	150
富士川下流出張所管内	1箇所	7	0
笛吹川出張所管内	2箇所	8.2	90
合計	4箇所	36.8	390

表-9 公募伐採の実施状況

公募実施箇所 (地先名)	出張所管内	募集区画数 (区画)	実施区画数 (区画)	実施人数 (人)	実施面積 (千m ²)
山梨県中央市山之神～山梨県南アルプス市下今諏訪	富士川上流	9	9	9	6.9
山梨県南巨摩郡身延町大島	富士川中流	3	3	3	2.1
山梨県笛吹市一宮町田中	笛吹川	2	2	2	1.2
合計		14	14	14	10.2

4. 具体的な維持管理対策

③災害予防対応

■実施の基本的な考え方

河川管理施設に影響を及ぼす事象に対し、河川環境に配慮しつつ適切な措置を実施します。

■取り組み事例

- 1) 河岸浸食対策
- 2) 樋管付近に堆積した土砂の撤去
- 3) 樋管付近の低水護岸に堆積した土砂等の除去

1) 河岸浸食対策
(静岡県富士市)



対策前状況



対策後状況

2) 樋管付近に堆積した土砂の撤去
(山梨県身延町)



堆積土砂撤去前状況



対策後状況

3) 樋管付近の低水護岸に堆積した土砂等の除去
(静岡県静岡市)



土砂等撤去前状況



対策後状況

4. 具体的な維持管理対策

④ 不法投棄対策

■ 河川一斉清掃

地域と一体となり、清掃の活動及びゴミの投棄防止の啓発等の取り組みとして国土交通省、流域3県(山梨県、静岡県、長野県)、流域21市町村で構成される富士川流域連絡会(会長: 甲府河川国道事務所長)により富士川流域一斉清掃を行っています。

この取り組みは、河川愛護月間である7月を中心に平成14年度から実施しており、令和6年度は、流域13市町村で約12,000人の地域住民の方が参加し清掃活動を実施しています。



静岡県富士市



山梨県甲斐市

■ 不法投棄対策実施の基本的考え方

河川区域内への不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への撤去命令等の対応を適切に実施します。

■ 取り組み状況

令和6年度に河川巡視等で発見した不法投棄量は下記のとおりです。

表-10 各出張所管内における廃棄物処理

出張所名	廃棄物処理量 (m3)	備考
富士川上流出張所	6.5	収集・処分
富士川中流出張所	5	収集・処分
富士川下流出張所	4	収集・処分
笛吹川出張所	3.8	収集・処分
合計	19.3	



(富士川左岸 R6.8)



(釜無川左岸 R6.5)

不法投棄の状況

4. 具体的な維持管理対策

⑤水防等のための対策

■実施の基本的考え方

平常時は、洪水や高潮による出水時の対応に備え、所要の資材の確保等に努めます。また、重要水防箇所や氾濫危険箇所の周知を図るとともに、水防訓練、災害対策機器操作訓練等の各種訓練を関係機関と共同で実施します。

出水時は、必要な体制を確保し、円滑な洪水対策を実施します。また、水防活動や地域住民の避難行動等に役立つよう、法令等に基づき洪水予報や水防警報を適切に発表するとともに、水位データ等の情報を富士川水系情報提供システム等で提供します。

富士川水系情報提供システム URL: <http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/>

富士川水系情報提供システム

インフォメーション

- 2017.08.25 雨量・水位観測所及び簡易水位計の定期点検を実施します。
- 2017.08.15 「川の防災情報」の表示が開始されました。
- 2017.08.14 システムメンテナンスに伴い、川の防災情報の一部の情報ができません。
- 2017.08.02 簡易水位計の臨時点検を実施します。

機能紹介ビデオ(4分12秒)

【概要】
富士川水系の水位やカメラの情報を組み合わせて表示できます。
【気象庁】
・天気図
・台風情報
【リアルタイム川の防災情報】
・レーダ雨量
・テレメータ雨量、水位
【簡易水位計】
・危険箇所を設置している簡易水位計の水位
【ライブカメラ画像】
・カメラ画像

【概要】
富士川の浸水想定情報として、想定堤地点別の洪水氾濫シミュレーション結果を閲覧できます。
【表示内容】
・浸水深(最大・時系列)
・流速・流体力(最大)
・浸水到達時間
・浸水継続時間

■富士川流域における減災対策協議会

(1)富士川流域における減災対策協議会

富士川流域では「水防災意識社会」の再構築を目的として、沿川市町、県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年4月27日に「富士川流域における減災対策協議会」を設立し、年度ごとに富士川流域の減災に係る取組方針を取り纏め、実施することとしています。

令和6年7月10日にWEB開催した「令和6年度 富士川流域における減災対策協議会」においては、令和5年度に取り纏めた取組方針に対する実施状況のフォローアップを行いました。



(2)水防連絡部会

水防連絡部会は河川法、災害対策基本法及び水防法の趣旨に基づき、河川管理に万全を期するため、富士川直轄管理区間内の水防関係機関を以て構成されております。

実施内容としては、前年度の水防活動、洪水対応演習などの活動報告及び合同河川巡視や水防講習会、災害対策用機械操作講習会などの活動予定、洪水対策計画書における重要水防箇所、氾濫危険箇所などについて共有することとしています。

令和6年度においては、洪水対策計画書を書面通知で共有し、水防講習会、災害対策用機械操作講習会を行いました。



富士川流域における減災対策協議会 (R6.7.10 WEB開催)

4. 具体的な維持管理対策

⑤水防等のための対策

■洪水対応演習

出水時における水防関係機関等への水防警報・洪水予測等の情報伝達演習、被害の軽減を図る措置としての対策工法の検討、関係機関との連携等、実践的な演習を行うことにより、防災体制に万全を期することを目的として令和6年5月9日に実施しました。



洪水対応演習実施状況 (R6.5.9 甲府河川国道事務所)

■水防講習会

大雨や台風期に備え、出水時における水害を防ぐための技術の習得を目的として、山梨県南巨摩郡富士川町青柳地先において、甲府河川国道事務所、自治体などと合同で水防講習会を令和6年7月24日に開催しました。

講習会では、参加者84名が3班に分かれ、水防工法の実技講習（縄結び、土のうづくり、改良積み土のう工法）、災害対策本部車の展示等を行いました。



縄結び



土のうづくり

水防講習会実施状況 (R6.7.24山梨県南巨摩郡富士川町)

■出前講座

防災に関する授業として、令和7年2月4日に韮崎北西小学校、令和7年2月5日に韮崎小学校で出前講座を実施しました。

授業では、富士川の歴史や防災ツール「マイ・タイムライン」について紹介し、様々な洪水リスクを知ることで、自らがどのような避難行動が必要か考えていただきました。



出前講座実施状況 (左: 韮崎北西小学校 右: 韮崎小学校)

4. 具体的な維持管理対策

⑥ 外来生物対策

■実施の基本的な考え方

河川区域内に「オオキンケイギク(特定外来生物)」や「ハリエンジュ(産業管理外来種)」の繁茂範囲が拡大しています。「堤防除草」「樹木伐採」等の維持管理対策により、拡大の抑制等に努めます。

■取り組み状況

1) オオキンケイギク

- ・「堤防除草」において、結実前に刈り取ることにより、拡大の抑制に努めています。
- ・試験的に硫酸アンモニウム(酸性の肥料)を散布し、生育抑制効果を検証しています。



笛吹川におけるオオキンケイギク(黄色い花)の繁茂状況(左)と硫酸アンモニウムの散布状況(右)

2) ハリエンジュ

「樹木伐採」において、河川の巡視等の状態把握の妨げや洪水時における流下阻害等、河川管理上支障となっているものに対し、優先度の高い箇所から伐採を実施しています。



ハリエンジュの繁茂状況(左: 笛吹川 右: 釜無川)

5. 地域連携等

①河川管理者と市町等で連携して行うべき事項

(1) 関東地方水質汚濁対策連絡協議会

関東地方水質汚濁対策連絡協議会は、富士川水系の他、関東地方整備局管内の水系の公共用水域に係わる水質の実態把握、汚濁の過程の究明、防止・軽減対策の樹立を行うとともに、水質全般について関係機関の連絡調整を図ることを目的として昭和33年に設置されました。

富士川水系においても、水質汚濁事故の発生状況、防止対策の共有、連絡体制の確認及び関係機関との連携を強化することを目的として山梨県、静岡県、長野県、甲府市、静岡市、富士市及び甲府河川国道事務所により富士川部会として活動しています。

1) 関東地方水質汚濁対策連絡協議会 富士川部会

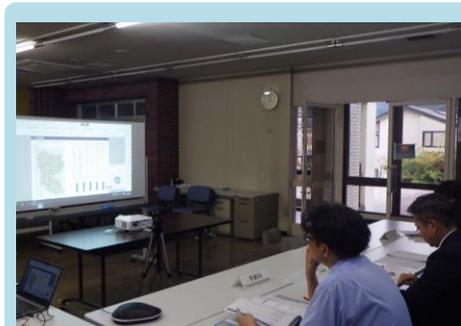
連絡体制、水質事故の情報交換等を目的として、年1回開催しています。

令和6年度においては、10月28日に開催しました。

2) 水質事故対策講習会

化学物質、油などが河川に流出した場合に、河川から取水をしている利水者、魚などの水生生物、河川の水質等に大きく影響を及ぼします。このため、被害を最小限にするために水事故質対策講習会を実施しています。

令和6年度においては、12月13日に開催しました。



関東地方水質汚濁対策連絡協議会
(富士川部会)の開催状況
(WEB会議形式)

②河川管理者と市民団体等との連携事項

(1) 河川協力団体

河川協力団体とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体を支援する河川協力団体制度により指定を受け、河川管理者と連携して活動する団体です。

1) Yamanashiみずネットの活動(河川協力団体:平成26年3月26日に指定)

Yamanashiみずネットは、市民、行政関係者、専門家が一緒に身近な水辺の水質や環境を観察し、水に関する様々な情報を集め、交換の場を提供すると共に、水辺の保全に関する啓発活動の推進を行うことを目的として設立された団体です。

令和6年度においては、身近な川の一斉水質調査を始めとした事業等を実施しました。

2) 富士川ファンクラブの活動(河川協力団体:平成26年3月26日に指定)

富士川ファンクラブは、富士川を地域のシンボルにするために、河川の安全な利用、水辺の環境美化、川文化の交流などを推進し、地域の生活文化の発展に寄与することを目的として設立された組織です。

令和6年度においては、身近な川の一斉水質調査への参加、子ども富士川流域交流会現地調査を実施しました。

3) 河川防災センターの活動(河川協力団体:平成26年3月26日に指定)

社団法人山梨県河川防災センターは、山梨県内の河川の保全を図るため、河川に関する調査研究及び防災上の諸対策を実施し、もって住民の安全を確保することを目的として設立された団体です。

令和6年度においては、富士川関係資料の収集・整理、水難防止対策への協力、富士川ファンクラブ活動への協力等を実施しました。

5. 地域連携等

②河川管理者と市民団体等との連携事項

(2)地元小学校との連携

1)水生生物調査

国土交通省と環境省では、川の生きものを指標として河川の水質を総合的に評価するため、地域の皆様のご協力をいただいて『全国水生生物調査』を実施しています。甲府河川国道事務所では、地元の小学校と協力して水生生物調査を実施しています。

令和6年度においては、南部町立栄小学校と協力して実施しました。



富士川ファンクラブ 子ども富士川流域交流会



水生生物調査

6. 令和7年度の取り組み計画

■取り組み計画

令和7年度も災害時に備え、平素から巡視や点検等を行うとともに、地域住民が安心安全に生活できる富士川となるように、「河川維持管理計画」に基づき、令和6年度の実績も踏まえ維持管理を実施します。また、河川管理施設の点検評価要領に基づき点検・評価を実施し、PDCAサイクル型の構築に向けて取り組んでいきます。